会費規程

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第 2 条　会費は次のとおりとする。

正会員　年額9,000円
賛助会員(個人)　年額 9,000円
賛助会員(法人)　年額25,000円

第 3 条　前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第 4 条　会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第 5 条　定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第 6 条　この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

附　則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

役員等の報酬並びに費用に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員　理事及び監事をいう。

(2) 役員等　役員及び会長から指名を受けた会員をいう。

(3) 報酬等　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であって、次条及び第4条に規定するものをいう。

(4) 費用　職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の額及び支給の方法）

第 3 条

理事の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とし、理事会で決定する。

2　監事の報酬は、年額111,370円を上限として、監事が協議して定める額とする。

3　前 2 項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。

4　報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

（講師及び原稿執筆謝金）

第 4 条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

（費 用）

第 5 条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2　前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

（公 表）

第 6 条この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 正）

第 7 条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

（補 則）

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する。

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程

（本会主催の講師謝金）

第 1 条　公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員等が、本会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、その謝金として、1 回につきその時間が 30 分以内のときは 5,568 円、1 時間以内のときは 11,137 円を、1 時間を超えるときは 22,274 円を支払うものとする。

（原稿執筆謝金）

第２条　役員等が、本会の発行する定期刊行物又は書籍の原稿を当会員または日本診療放射線技師会会員が執筆したときは、1,000 字毎に 2,500 円を限度として執筆謝金を支払うことができる。但し、１回の限度額を 20,000 円とする。

（支払い方法）

第 3 条　前 2 条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該役員等から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

（会員以外の者への謝金）

第４条　診療報放射線技師以外の者が本会の発行する定期刊行若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第２条に定める金額に 100 分の 50 を乗じた額を加算して支給する。

（改正）

第 5 条　この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

（補則）

第 6 条　この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する。

1　この規程は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

講師謝礼に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放射線技師または診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」という）の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

（謝礼の支払い）

第２条　謝礼は、研修会等１回ごとに、講師１人につき 55,685 円を上限として支払うものとする。

（旅費）

第 3 条　講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離 1㎞ ごとに 300 円を乗じて得た額を加算して支給する。

（支給の方法）

第 4 条　謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

（適用除外）

第 5 条　この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

2　本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

（改正）

第６条　この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

（補則）

第 7 条　この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

旅費および日当等支払規程

（趣　旨）

第 1 条　この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

（旅　費）

第 2 条　旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離 1㎞ ごとに 300 円を乗じて得た額を支給するものとする。

第 3 条　会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

2　前項の日当は、会務 1 日につき 1,000 円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては 2,000 円とする。

第 4 条　旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第 5 条　経費は、その都度現金により支払う。ただし、当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

（改　廃）

第 6 条　この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

会員の登録等に関する規程

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 8 条に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第 2 条　本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

第 3 条　本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第 4 条　理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第 5 条　入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、速やかに入会年月日を本人に通知するものとする。

2　入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第 6 条　会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第 10 条（1)の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第 7 条　会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

第 8 条　会員は次の特典を享受することができる。

(1)　本会が保有する会議室を優先して利用することができる。

(2)　本会が刊行する会誌を無料で配布を受けることができる。

(3)　メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(4)　本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

第 9 条　会員が退会しようとするときは、理由を付し、退会届を本会に届け出るものとする。

第 10 条　この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は､公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は､平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

役員選出規程

第 1 章　総　則

第 1 条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の役員の選出は、定款第 21 条に基づき、この規程により行うものとする。

第 2 章　選挙管理委員会

第 2 条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第 3 条 選挙管理委員会は、正会員のなかから選出して構成し、委員長は互選とする。

2　役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第 4 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙の公示

(2) 役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示

(3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認

(4) 総会において選挙結果の報告

(5) その他選挙管理に必要な事項

第 5 条 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

第 3 章　役員の選挙

第 6 条 理事、監事に立候補しようとする個人、又は推薦しようとする支部は、所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第 7 条 立候補又は推薦の届出締切りは、総会の 2 か月前とする。

第 8 条 選挙は、立候補届のあった者について、総会に出席した会員によって行うものとする。

第 9 条 投票は、出席会員の無記名投票により行うものとする。

第 10 条 投票は、次の順序によって行う。

(1) 理 事

(2) 監 事

第 11 条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

第 4 章　無投票当選

第 12 条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

第 5 章 異議申し立て

第 13 条 選挙に関する異議は、選挙終了後 14 日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

第 6 章 立候補ならびに当選の取消

第 14 条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、選挙管理委員会の決議により立候補または当選を取り消すことができる。

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

総会運営規程

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第 2 条　前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第 3 条　前条の委員会は、正会員のなかから 6 名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第 4 条　総会運営委員会は、総会の付議に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

(1)　議長団の選出の方法

(2)　議事日程及び進行

(3)　総会出席会員の資格審査

(4)　その他総会運営について必要な事項

第 5 条　この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

表彰規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 4 条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項と、関係団体からの推薦依頼に関する諸条件について定める。

（条　件）

第 2 条　表彰の対象となる者は、次の各号に該当することを条件とする。

(1)　本会に 15 年以上在籍し、かつ会費を完納している者

(2)　その他、会長が適当であると認めた者

（種　類）

第 3 条　表彰に関する分類は次のとおりとする

(1)　功労賞　本会に多大な貢献があった者、または本会役員の在任期間が 4 年以上を有している者

(2)　学術奨励賞　保健医療に関する研究、発明、発見、考案を行った者

(3)　学術新人賞　研究発表を積極的に行った概ね 30 歳未満の正会員

(4)　叙勲、関係団体表彰候補

(5)　永年勤続者

ア　20 年以上放射線業務に従事した者

イ　40 年以上放射線業務に従事した者

(6)　特別賞　他の模範となる善行があった者

（推　薦）

第 4 条　受賞者の推薦は正会員又は名誉会員が行う。

（選　考）

第 5 条　選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常務理事、および会長委嘱者 5 名の計 10 名で組織する。なお、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

（決　定）

第 6 条　表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事項についても理事会において決定する。

（内　容）

第 7 条　表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

（実　施）

第 8 条　表彰の実施は総会時に行うものとする。

（改　廃）

第 9 条　この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。

表彰規程細則

（表彰の実施）

第 1 条　表彰に関わる旅費、交通費は旅費規程の対象外とする。

2　表彰者ならびに表彰の概要を本会会誌に掲載し広報する。

（予　算）

第 2 条　表彰に関する予算は当該年度の予算から充当する。

(表彰枠)

第 3 条　表彰の種類に関わる表彰枠は次のとおりとする。

(2)　学術奨励賞　若干名

(3)　学術新人賞　若干名

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1　この規程は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。

互助規程

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会員の相互扶助を図るために定めたものである。

第 2 条　前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

(1)　会員に対する死亡弔慰金の給付

第 3 条　死亡弔慰金の金額は20,000円とする。

第 4 条　正会員の死亡退会の連絡を受けた場合、内容審査のうえ速やかに関係理事を通じて該当会員の遺族に給付金を支給するものとする。

第 5 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定するものとする。

第 6 条　この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

委員会設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)の運営に必要な委員会の設置基準を定め、本規定をもって定款第 4 条に基づく事業を、会長の指示に基づき能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

(委員会の種別)

第 2 条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号のとおりとする。

(1)総務・財務委員会

(2)学術委員会

(3)編集・情報委員会

(4)公益委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する問題、又は特別の事業の必要に応じ、会長が理事会の議決を経て、これを設けるものとする。

(構成及び選任)

第 3 条 前条の各委員会は、委員長、副委員長及び、若干名の委員により構成される。

2 前条第 2 項各号に規定する常設委員会における委員長への就任は、会長の指名により、常務理事が、これを分掌する。

3 前条第 3 項に規定する特別委員会の委員長は、会長の指名に基づき、全理事のなかからこれを選任し理事会にて承認する。

4 各委員会の副委員長は、当該委員長の指名に基づき、全理事のなかから選出し、理事会において承認の上、会長がこれを委嘱する。

5 各委員会の委員は、正会員又は名誉会員から当該委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 委員長は、当該委員会を代表し、その事務を総理する。

2 各委員は、当該委員長の求めにより、随時招集される所属委員会に出席し、付議事項の審議を行う他、委員長を補佐し、本会の事業計画の実行、又は問題の解決に努めなければならない。

3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第 5 条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会が開催される毎に、以下の内容について、簡潔明瞭な報告書(議事録)を作成し、これを会長及び、総務担当の常務理事(常務理事)に提出しなければならない。

(1)付議された事項

(2)その審議内容

(3)審議結果

（理事会への報告）

第 6 条 各委員長及び、各委員長により分担指名された副委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況を理事会に報告しなければならない。

（規程の変更）

第 7 条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、状況により必要な事案が発生した場合は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。

研究会設置規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 4 条に基づき本会に研究会を設置する場合の手続きを定め、学術研究活動の促進を目的とする。

（定義）

第 2 条　この規程でいう研究会とは、前条に掲げた目的を達成するための学術研究を目的とする組織をいう。

（設置申請）

第 3 条　この規程に従い研究会の設立をしようとする正会員又は名誉会員は、研究会設置申請書（様式−研 1）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（承認基準）

第 4 条　前条により研究会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

(1)　学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること

(2)　当該研究会の活動により県民が利益を得られること

(3)　本会が認可する研究会の幹事及び主たる構成員は本会会員であること

（解散及び廃止）

第 5 条　研究会は、研究会解散届（様式−研 2）を会長に提出し、自主的に解散することができる。

2　理事会は前項のほか、前条の基準を満たさないと判断した場合、研究会を廃止することができる。

（名　称）

第 6 条　研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

（活　動）

第 7 条　研究会は、目的を達成するために自主的に活動するものとし、概ね次の活動を行う。

(1)研究会を開催する

(2)研究成果を学術大会等に発表する

（報　告）

第 8 条　研究会は、毎年の活動状況を総会に報告する。

（助　成）

第 9 条　本会は、認可した研究会の発展向上を図る目的で、研究会からの申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2　助成の規模及び方法は別途理事会で定める。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附　則

1　この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

技師会センター運営規程

第 1 条　公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）技師会センターは埼玉県診療放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第 2 条　この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第 3 条　技師会センターの管理責任者は会長とする。会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行う。

2　重要事項については理事会において審議する。

第 4 条　業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

（会議室の利用）

第 5 条　次に掲げる各号に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

(1)　理事が主催する全ての会議、委員会、講習会等

(2)　本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等

(3)　その他、会長が特に認めた会議、講習会等

（使用手続）

第 6 条 前条のうち(1)に該当する場合を除き使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を 3 週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用の優先)

第 7 条　使用は本会事業に関するものを優先し、第 5 条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第 8 条　使用料及び使用時間は、第 5 条の(1)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2　使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

(1)　09:00～12:00　　2,000 円

(2)　13:00～17:00　　2,000 円

(3)　18:00～21:00　　2,000 円

(4)　09:00～17:00　　4,000 円

(5)　13:00～21:00　　4,000 円

(6)　09:00～21:00　　5,000 円

第 10 条 使用責任者は 重大なる過失による使用中の火災設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則

1　この規程は､公益社団法人の設立登記の日から施行する。

理事の職務権限規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 21 条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定　義）

第 2 条　この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長並びに、業務執行理事たる副会長及び常務理事をいう。

（法令等の遵守）

第 3 条　理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

（理　事）

第 4 条　理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

（会　長）

第 5 条　会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(3) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副会長）

第 6 条　副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。

(2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（常務理事）

第 7 条　常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（細　則）

第 8 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改　廃）

第 9 条　この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附　則

この規程は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

別　表

理事の職務権限

決　裁　事　項	決　裁　権　者		
	会　長	副会長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○		
出張に関すること	○		
契約の締結	○		
支出			
一件 20 万円以上（理事会承認が必要）	○		
一件 20 万円未満	○		
一件　5 万円以下		○	○